

平成 24 年（ワ）第 49 号等 玄海原発差止等請求事件

原告 長谷川 照 ほか

被告 九州電力株式会社、国

準備書面 50  
—恒久対策の不備について—

2017（平成29）年12月13日

佐賀地方裁判所 民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 板井 優



弁護士 河西 龍太郎



弁護士 東島 浩幸



弁護士 植島 敏雅



弁護士 近藤 恭典



外

1 原告らは、シビアアクシデント対策を可搬設備で対応するとする新規制基準の方針及びこれに従った被告九州電力の事故対策について、人的対応は、事故発生時においては不確定要素があまりにも多く、十分に機能することが期待できないことを指摘した。

これに対し、被告九州電力は、従前からの主張、すなわち、「可搬設備での対応・・・は、人的対応が必要となるデメリットはあるとしても、対応の柔軟性や耐震性の面におけるメリットの方が大きいと考えられる」から、事故対策を可搬設備によることは妥当である旨を主張する。

2 しかし、これは原告らの指摘にまったく答えていない。

原告らが指摘したのは、被告九州電力も「デメリット」と認めている人的対応の不確実性が解消されない限りは、シビアアクシデントに十分に対応できない可能性が払しょくできないという点である。仮に被告九州電力のいうように対応の柔軟性や耐震性といったメリットが大きいとしても、地震等の影響や併発事象によって人的対応を十分にとれないというデメリットが発現した場合には、そのメリットも生かしようがないのであるが、そのような問題点が解消されていないのではということである。

3 十分な耐震性を備えた恒久設備を新たに設置するには、当然ながら可搬設備とは比較にならない費用が発生する。新規制基準や被告九州電力の論理は、高コストの恒久設備を新たに設置する必要性から目をそらすために、可搬設備のメリット・デメリットの比較に議論のすり替えを行ったものに過ぎない。

被告九州電力が説明すべきは、可搬設備のデメリットが解消されていること、すなわち可搬設備に頼らずとも恒久設備による対策で十分であることの具体的根拠であって、それが示されない限りは、可搬設備に頼ることの危険性がないとはいえないはずである。

以上